

## 満期返り金・契約者配当金

この保険には、満期返り金・契約者配当金はありません。

## ケーリング・オフについて

保険期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約のお申し込み後であっても契約の申込みの撤回または解除（ケーリング・オフ）を行うことができます。詳しくは「重要事項説明書（重要事項のご説明）」をご覧ください。

## 告知義務

保険契約者または被保険者になる方は、ご契約時において、明治安田損害保険（株）が告知を求めたもの（告知事項）について、事実を正確に告知する義務（告知義務）があります。

告知事項とは、危険に関する重要な事項として、保険契約申込書に☆印または★印がついている項目のことです。その告知した内容（保険契約申込書の記載内容）が事実と違っている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

特に、被保険者（保険の対象となる方）の職業または職務、他の保険契約等（注）の有無については十分ご注意いただき、保険契約申込書に正しく記載してください。

（注）ここでいう「他の保険契約等」とは、傷害による死亡（後遺障害）、入院（手術）、通院を補償（保障）する商品をいい、傷害保険契約、医療保険契約、生命保険契約または共済契約をいいます。なお、他の保険契約等の加入状況によっては、通常引受可能限度額の関係上契約をお引き受けできない場合がございます。詳細については引受損害保険会社までお問い合わせください。

## 通知義務等

ご契約後において、告知した内容のうち職業または職務に変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店または明治安田損害保険（株）にご通知ください。遅滞なくご通知いただけない場合は、ご契約が解除されたり、保険金を削減してお支払いすることができますので、十分ご注意ください。

【通知事項】職業または職務に変更が生じた場合（新たに職業に就いた場合、職業をやめた場合を含みます。）

●変更によって、以下の職業または職務に該当した場合は、ご契約が解除されることがあります。

オートテスター（テスライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

●ご契約後、ご契約者が住所または通知先を変更された場合は、ただちに取扱代理店または明治安田損害保険（株）にご通知ください。

ご通知いただかないと重要なお知らせがご案内できることになります。

## 特約の補償の重複について

賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償特約のご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約・特約（傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や明治安田損害保険株式会社以外の保険契約・特約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約・特約からでも補償されますか、いずれか一方の保険契約・特約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、ご契約ください。（※）

（※）1契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解除したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

## 死亡保険金受取人について

死亡保険金は法定相続人にお支払いします。被保険者の法定相続人以外の特定の方を死亡保険金受取人に定める場合は、必ず被保険者の同意を得てください。同意のないままに契約した場合には、保険契約が無効となります。

## ご契約の解約について

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または明治安田損害保険（株）にお申し出ください。

ご契約者からの通知により、ご契約を保険期間中に解約した場合、ご契約の経過年月数（注）に応じて、お払い込みいただいた保険料に所定の率を乗じた額を返還いたします。

（注）経過月数につき1か月未満の端日数は、1か月として計算します。

## 重大由による解除について

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することができます。

- ①ご契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合
- ②ご契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ③被保険者または保険金受取人が、保険金の請求について詐欺を行なった場合 など  
この場合には、全部または一部の保険金をお支払いいたしません。

## その他

・このパンフレットは、商品の概要を説明したもの。

保険金のお支払条件、ご契約の手続き、告知・通知義務、その他の詳しい内容は、取扱代理店または明治安田損害保険（株）にご照会ください。

・取扱代理店は、明治安田損害保険（株）との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、契約条件変更のご通知の受領等の代理業務を行っています。したがいまして、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、明治安田損害保険（株）と直接契約されたものとなります。

・取扱代理店または明治安田損害保険（株）が保険料を領収してはじめて保険金支払いの責任を負います。保険料は必ずご契約と同時に振り込みくださいようお願いいたします。なお、所定の口座に保険料をお振り込みいただいた場合は、原則として保険料領収証の発行を省略させていただいております。

・ご契約に際しましては、必ず「重要事項説明書（重要事項のご説明）」・「ご契約のしおり」をご覧ください。

・保険証券は、お客様のご契約内容を記載したものです。内容をご確認のうえ、約款・特約集とともに大切に保管してください。なお、ご契約後1か月を経過しても届かない場合は、取扱代理店または明治安田損害保険（株）までお問い合わせください。

・明治安田損害保険（株）の個人情報の取扱いは、次のとおりです。

当社はお客様の情報を、必要に応じ、次の目的で利用させていただきます。

- 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金等のお支払い
- 関連する会社（※）を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理  
(※) 明治安田生命保険相互会社のホームページ (<https://www.meijiyasuda.co.jp/>) の「子会社・関連会社等一覧」をご覧ください。
- 当社業務に関する情報提供、運営管理、商品・サービスの充実
- その他保険に関連・付随する業務  
要配慮個人情報等のセンシティブ情報については、個人情報保護法その他の法令、ガイドラインに規定する場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。なお、上記利用目的に必要な範囲で、代理店・業務委託先（明治安田生命を含みます。）、保険金支払いに係る関係先や再保険会社等へ、この契約に係るお客様の情報を提供することができます。  
また、適正な保険契約のお引受け等を目的とし、他の損害保険会社等との間で、お客様の情報を共同利用することができます。  
詳しくは明治安田損害保険株式会社ホームページ (<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>) をご覧ください。

## 「保険会社破綻時等の取扱いについて」

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金・返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、保険期間が1年を超える傷害保険契約は、契約者保護のしくみである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金・返れい金等は原則として90%まで補償されます。ただし、引受損害保険会社の経営が破綻した時点で保険料等の算出の基礎となる予定利率が主務大臣の定める基準利率を過去5年間に超えていた場合は、保険金・返れい金等の補償割合は90%を下ります。

## ●損害保険会社の苦情・相談窓口

損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。

明治安田損害保険株式会社 お客さま相談室

0120-255-400 [フリーダイヤル（無料）]

【受付時間】午前9時～午後5時（土・日・祝日および年末年始を除きます。）

## ●指定紛争解決機関（保険会社の対応に不満がある場合等は下記に連絡）

明治安田損害保険株式会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。明治安田損害保険株式会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022808 [ナビダイヤル（有料）]

※ナビダイヤルでは各電話会社の通信料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんのでご注意ください。

【受付時間】午前9時15分～午後5時（土・日・祝日および年末年始を除きます。）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ (<http://www.sonpo.or.jp/>) をご覧ください。

## 第二連絡先のご登録について

大規模災害等が発生してご契約者・被保険者との連絡が困難となった場合や、明治安田損害保険株式会社から送付する各種お手続きのご案内等が届かない場合に備えて、ご契約者とは別に、ご家族の連絡先（第二連絡先）のご登録をお願いしております。第二連絡先をご登録いただきますと、ご契約者と連絡がとれない場合に、第二連絡先にご契約者の最新の連絡先や被保険者の安否などを確認させていただくことで、すみやかなご連絡・お手続きのご案内ができるようになります。

### ■「第二連絡先」にご登録可能な対象者について

○1契約につき1名のみご登録いただけます。

○日本国内にお住まいのご家族等をご登録いただけます。

なお、ご登録にあたっては以下の方をおすすめしております。

①死亡保険金受取人

②別居のご家族

※お手続き等はご契約後毎年お送りする「ご契約内容のお知らせ」通知をご確認ください。

## ご契約のお申し込み方法について

### ①意思確認用紙をご記入のうえ、団体窓口にご提出ください。

意向確認【ご契約前のご確認】普通傷害保険は、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご契約にあたってはご意向に沿った内容が、ご確認のうえお申込みください。

申込書を明治安田ライフプランセンター㈱よりご自宅宛に送付いたします。

### ②申込書に必要事項をご記入のうえ、明治安田ライフプランセンター㈱にご返送ください。

意向確認【ご契約前のご確認】ご契約にあたっては「ご契約のしおり」「重要事項のご説明（契約概要・注意喚起情報）」の内容とあわせて、補償内容・保険金・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険料振込用紙を明治安田ライフプランセンター㈱よりご自宅宛に送付いたします。

### ③保険料振込用紙にて、保険料を最寄りの金融機関からお振り込みください。

保険料入金を確認後、保険証券を明治安田損害保険㈱よりご自宅宛に送付いたします。

### ④ご契約成立後のご照会などは、取扱代理店または明治安田損害保険㈱にお問い合わせください。

【取扱代理店】明治安田ライフプランセンター㈱

〒171-0033 東京都豊島区高田3-19-10 7階  
TEL 03-5952-1061

明治安田生命保険相互会社 中部公法人部法人営業第一部  
〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦3-15-28 明治安田生命名古屋錦ビル3F  
TEL 052-951-9100・9115

【引受損害保険会社】明治安田損害保険株式会社 営業推進部

〒101-0048 東京都千代田区神田司町2-11-1  
TEL 03-3257-3177

有限会社愛知ライフサービス

〒460-0012 愛知県名古屋市中区千代田2-14-13 鶴飼ビル5F  
TEL 052-748-9431